

狩猟税の区分および税率

登録を行う免許	区 分	狩猟税率
網 猟 免 許 ・ わ な 猟 免 許	下 記 以 外 の 方	8,200円
	狩猟税の軽減税率適用者 （下記のいずれかに該当する方） （１） 県民税の所得割額の納付を要しない方で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない方 （２） 県民税の所得割の納付を要しない方の同一生計配偶者・扶養親族 （３） 同一生計配偶者・扶養親族に該当する方で、農・林・水産業に従事している方	5,500円
	※１ 市町が発行する証明書の添付が必要です。	
	※２ (３)に該当する方は証明書および申立書の添付が必要です。	
第 一 種 銃 猟 免 許 （ 装 薬 銃 ） ※空気銃についても使用が可能	下 記 以 外 の 方	16,500円
	狩猟税の軽減税率適用者 （下記のいずれかに該当する方） （１） 県民税の所得割額の納付を要しない方で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない方 （２） 県民税の所得割の納付を要しない方の同一生計配偶者・扶養親族 （３） 同一生計配偶者・扶養親族に該当する方で、農・林・水産業に従事している方	11,000円
	※１ 市町が発行する証明書の添付が必要です。	
	※２ (３)に該当する方は証明書および申立書の添付が必要です。	
第 二 種 銃 猟 免 許 （ 空 気 銃 の み ）		5,500円

○注意事項

◆空気銃のみを使用することを理由に第二種銃猟で狩猟者登録を受けた方が、その後第一種銃猟の狩猟者登録をされた場合は、第二種銃猟の狩猟者登録に係る狩猟税に加えて第一種銃猟の狩猟者登録に係る狩猟税が課税されます。

◆網猟とわな猟の両方の狩猟者登録を受ける場合は、それぞれについて狩猟税が課税されます。

◆狩猟税は、狩猟者の登録に対して課税されるものであるため、仮に県内の一部または全部の区域が指定猟法禁止区域に指定され、狩猟を行うことができなくなった場合でも、登録時に納付済みの狩猟税の還付はできません。

■対象鳥獣捕獲員または認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和11年3月31日までは狩猟税がかかりません。

■許可捕獲等をした方または許可捕獲等に従事した方が狩猟者の登録を受ける場合には、令和11年3月31日までは上記税率が2分の1（100円未満切り捨て）となります。